

イエール大学所蔵播磨国大部庄関係文書について

近藤成一

はじめに

イエール大学バイネキ稀観本・手稿図書館の所蔵する「古文書張交屏風」に貼付されていた文書のなかに播磨国大部庄に関するものが二通ある。⁽¹⁾一通は建久三年(一一九二)八月十五日付けの播磨国留守所符で、もう一通は八月二十三日付けの書状であるが、両通の内容がともに大部庄立券に関わることから、後者は前者と同年に係るものと考えられる。⁽²⁾

大部庄に関する史料は『小野市史』第四卷の第四章第三節「大部荘関係史料」にまとめられているが、この両通については同書からも漏れており、大部庄の研究において未知ないしは忘れられていた史料であると思われる。

本稿はこの両通の文書を紹介し、その内容を考察することを目的とするので、まず私見による釈文を史料一・二として示し、あわせて表裏の写真を掲げる。⁽⁴⁾

〔史料一〕

留守所符 大部郷

可早任御廳宣旨御使相共立券言上事

使散位紀朝臣有近

右今月八日御廳宣同十五日到来

状併件郷為東大寺領可立券言
上之由者任状早可被致沙汰之状如件
以符

建久三年八月十五日

廳事散位源朝臣

散位紀朝臣

目代前對馬守中原朝臣

……………(重源繼目裏花押残画)……………

〔史料二〕

……………(重源繼目裏花押残画)……………

〔端裏書〕「御目代書状遺戸小目代之許」

被仰下之旨嚴重

更々不可有遅々

如件

大部庄立券間事

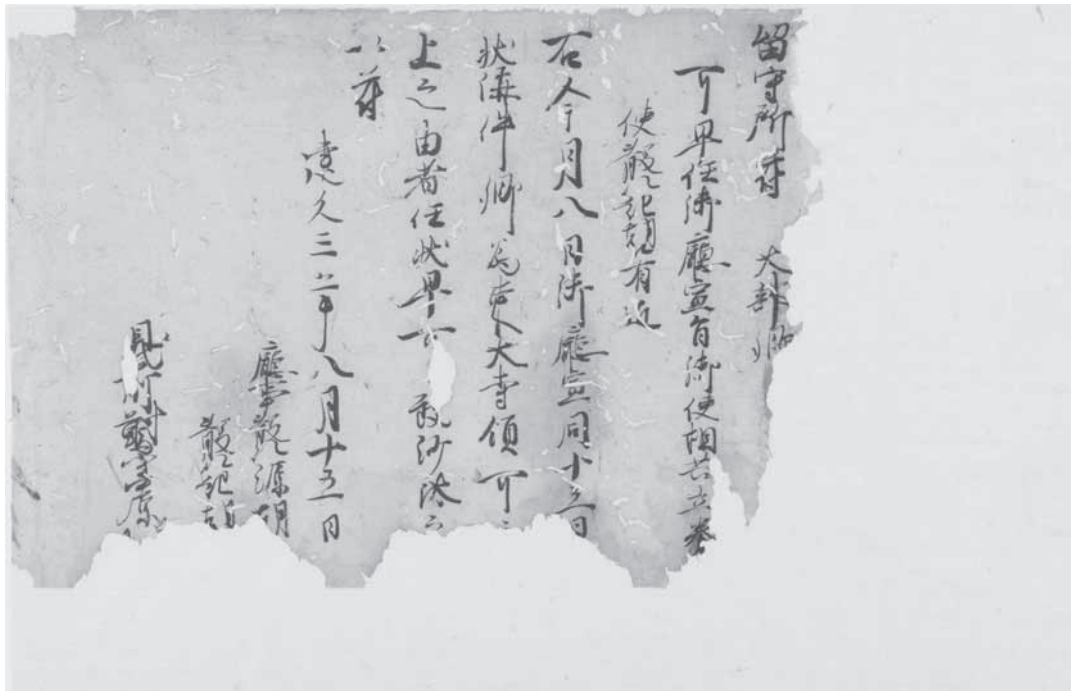
被仰下之旨如此不日

副國使如仰早速

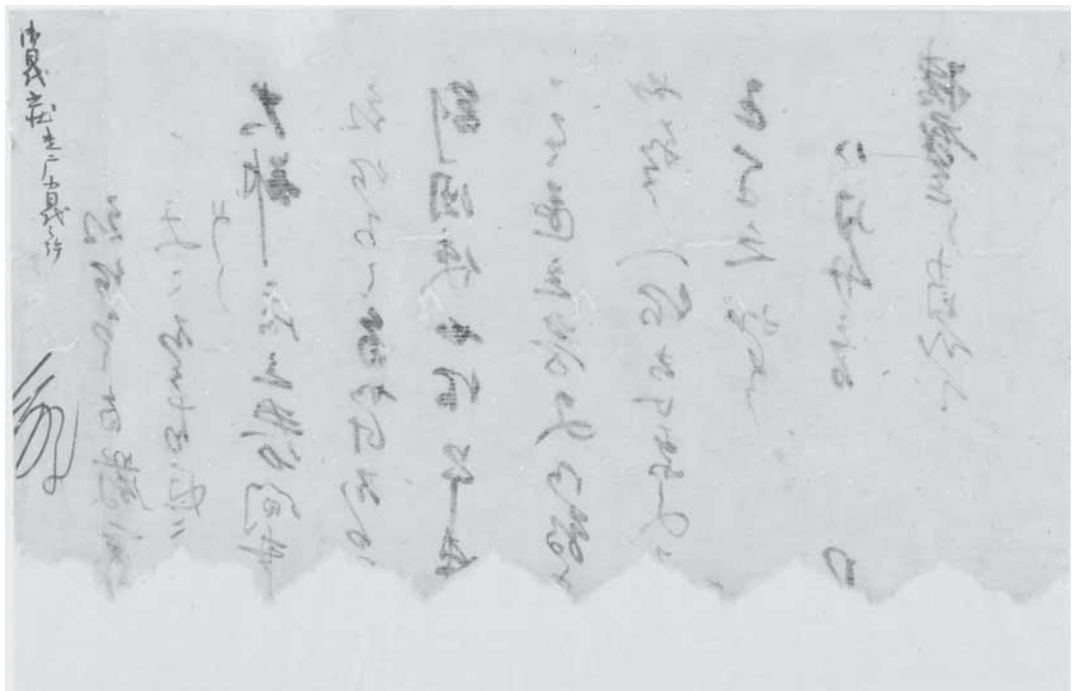
可令遂立券又御教書

如聖人仰書止案文可令

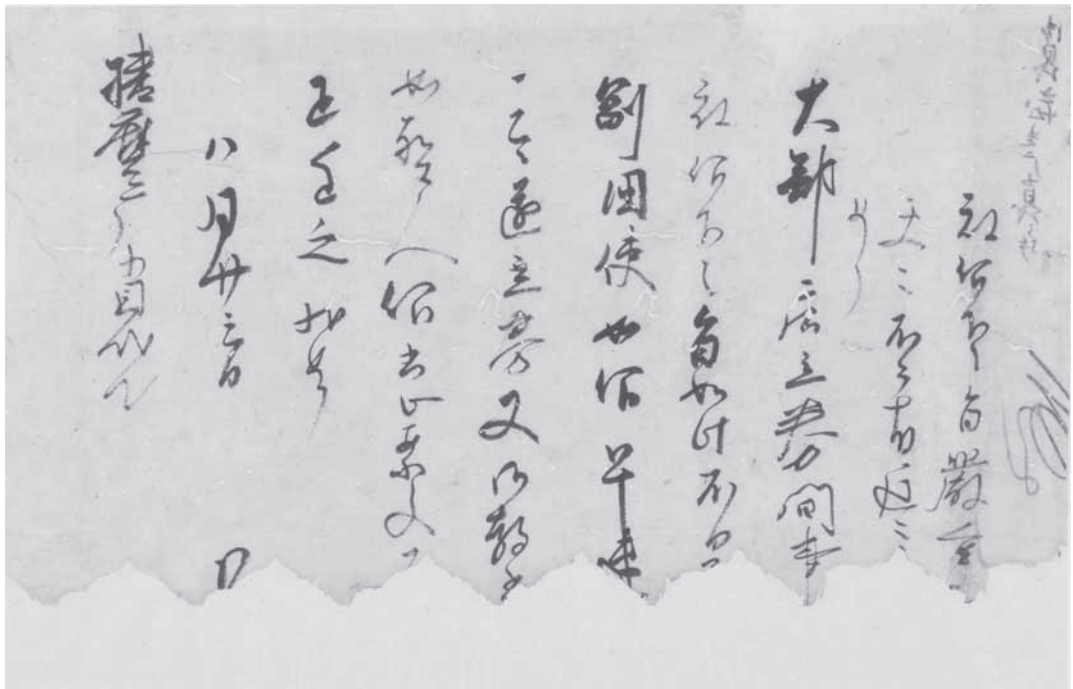
(1) イェール大学所蔵播磨国大部庄関係文書について (近藤)



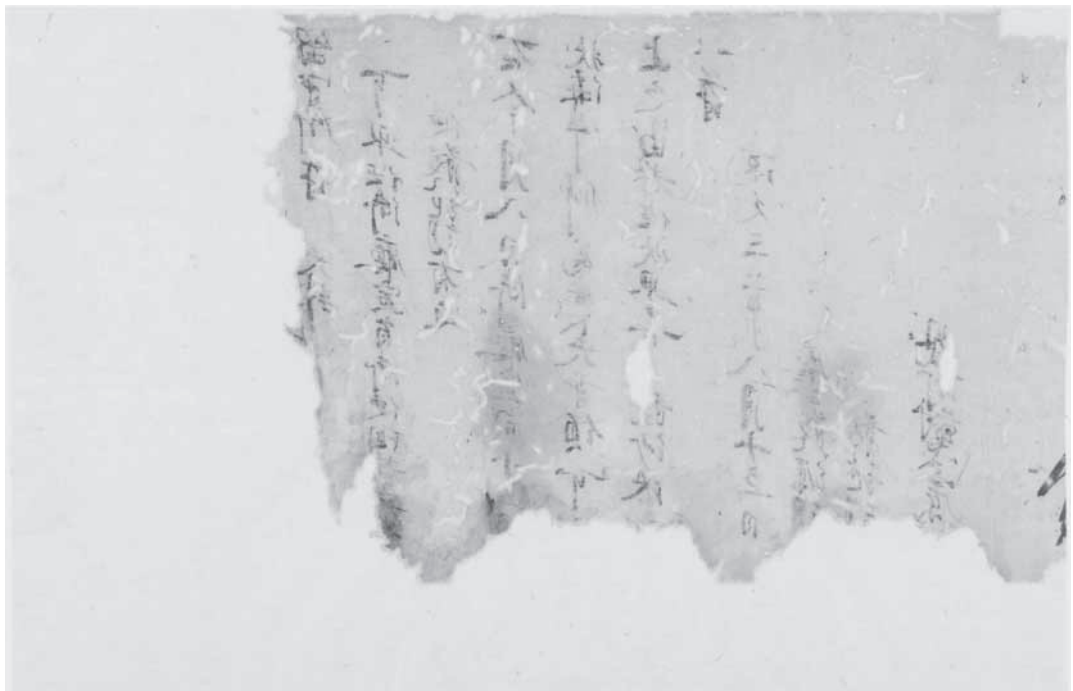
史料一 表面 (原本所蔵：Beinecke Rare Book and Manuscript Library, Yale University)



史料二 裏面 (原本所蔵：Beinecke Rare Book and Manuscript Library, Yale University)



史料二 表面（原本所蔵：Beinecke Rare Book and Manuscript Library, Yale University）



史料一 裏面（原本所蔵：Beinecke Rare Book and Manuscript Library, Yale University）

返進之状如件

八月廿三日 (花押)

播磨戸小目代殿

この両通に密接に関係する文書が早稲田大学図書館所蔵「興福寺関係文書」の中にあるので、その釈文を史料三として示す。⁽⁵⁾

〔史料三〕

……………(重源継目裏花押残画)……………

目代大宰少弼中原朝臣(裏花押)

留守所符 福田保

可早任 宣旨状停止新儀妨大部庄堺事

國使散位重清

副進

宣旨一通 廳宣一枚

右件子細見 宣旨并御廳宣状任彼状早

可令致沙汰之状如件以符 庁^(事)

建久三年九月二日

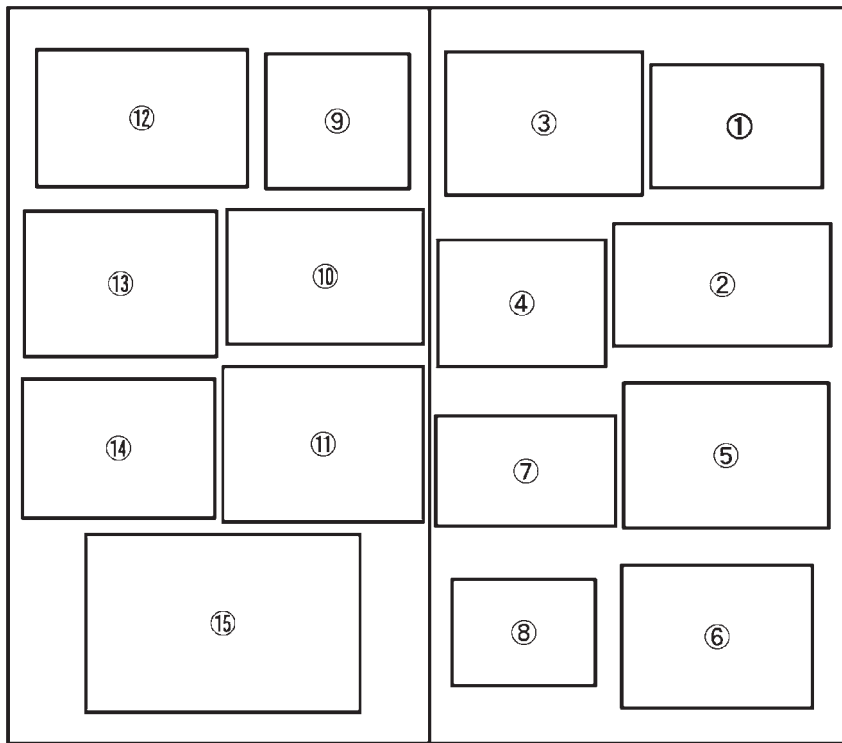
史料一・二と三は、内容が建久三年の大部庄に関するものであるのみならず、重源による継目裏花押の残画を残しているという点でも共通しており、また下部に欠損があるが、その欠損の形状も共通する。⁽⁶⁾従って、史料一・二と三は本来一具のものとして伝来した可能性が想定されるのであるが、現状は、前者は「古文書張交屏風」に貼付されたものとしてイェール大学に、後者は「興福寺関係文書」として整理されている巻子のなかの一点として早稲田大学に所蔵されている。そこで、「古文書張交屏風」貼付文書と「興福寺関係文書」の全体について、一応の検討を

してから、建久三年の大部庄に関する文書についての考察に進みたい。

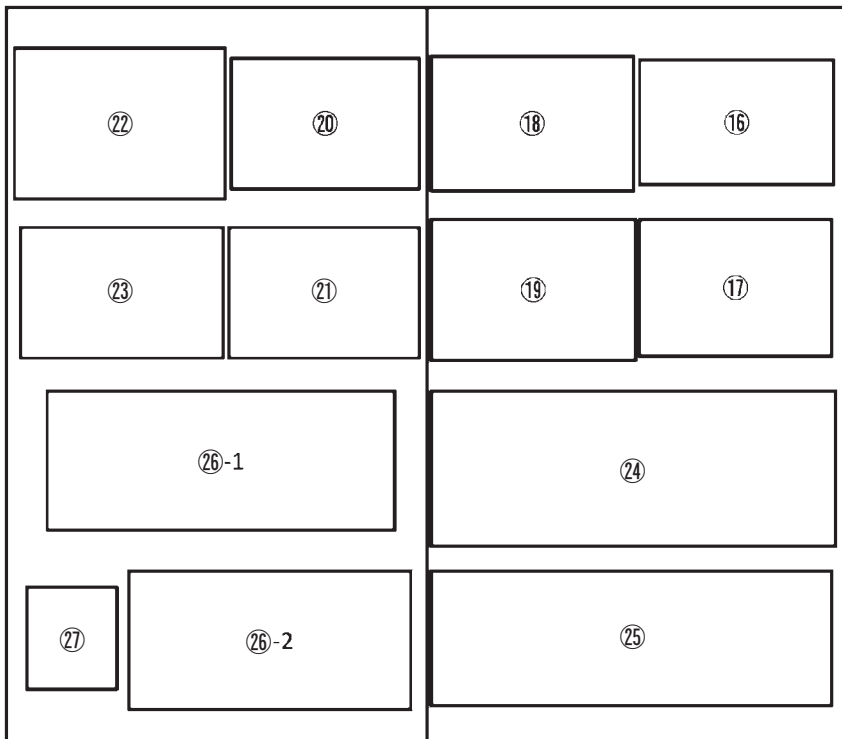
一 「古文書張交屏風」貼付の文書について

「古文書張交屏風」二曲一双に貼付されていた文書は次の通りである。これらが貼付されていた配置を図に示す。

- 1 播磨国留守所符 建久三年八月十三日 273×384 (単位センチ、以下同)
- 2 播磨国目代中原清業書状(建久三年) 八月廿三日 283×506
- 3 憲深伝法灌頂印信案 建長七年十一月十六日 323×458 (紙背) 沙門某書状(年未詳) 九月六日
- 4 興福寺浄名院置文 応安六年十二月廿五日 296×390
- 5 興福寺法華会堅義者請定 文龜三年七月 日 334×479
- 6 興福寺慈恩会堅義者請定 永正元年八月 日 334×440
- 7 興福寺講師坊主八方粥時代銭請取状 永正十七年十二月十八日 259×418
- 8 春日若宮拜殿常住巫女藤満女大座并酒肴請取状 天文廿一年三月六日 255×312
- 9 宝徳元年興福寺維摩会従儀師役請定(延宝元年) 四月十日 318×331
- 10 徳川家康朱印状案 慶長七年八月六日 311×451
- 11 春日社唯識十講証義者請定 元和六年十二月一日 361×469
- 12 春日社若宮拜殿盲目衣職補任状 慶安三年三月吉日 309×480
- 13 実宣奉書(年未詳) 十月廿六日 348×442
- 14 興福寺維摩会聴衆請定(年未詳) 三月十六日 325×440
- 15 徳川家重朱印状案 延享四年八月十一日 415×635
- 16 与次郎請文 永禄五年五月廿九日 286×459



「古文書張交屏風」文書貼付配置（右隻）



「古文書張交屏風」文書貼付配置（左隻）

- 17 従儀師祐濟書状(年未詳)八月一日 31.6×41.2
 18 二条法眼源乘書状(年未詳)八月五日 31.4×46.3
 19 春日若宮拝殿勾當春章申状案 寛文二年十月廿日 32.3×46.9
 20 大和国添上郡一条院門跡領目録 文祿四年九月廿一日 29.8×41.3
 21 元和八年興福寺維摩会日記 元和八年十月廿一日 29.7×43.9
 (紙背) 某書状(年未詳)霜月六日
 22 春日社安居坊再建寄附申状断簡(年月日未詳) 33.6×29.0 33.6×18.3
 23 興福寺草創之由来断簡(年月日未詳) 30.0×46.4
 24 論義草(年月日未詳) 36.1×45.1 36.1×47.1
 25 論義草断簡(寛永十八年三月 日) 31.7×52.2 31.7×40.9
 26 論義草断簡(寛永十八年) 32.9×35.4 32.9×45.3 32.9×32.1 32.9×33.3
 27 興福寺三綱補任勘例断簡(年月日未詳) 24.6×20.7
 以上二七通(紙背にさらに二通)のうち、いいて注目している大部庄関係の二通を除くと、大部分は興福寺一乗院坊官二条家関係の文書である。⁷⁾一方で、早稲田大学所蔵の「興福寺関係文書」は十四通(紙背にさらに一通)が一巻に成巻されているが、こちらも史料三として釈文を掲げた一通を除くと、やはり大部分が興福寺一乗院坊官二条家関係の文書である。⁸⁾しかも大部庄関係の三通が本来一具であったと推定されることに加えて、さらに二件、「古文書張交屏風」貼付文書と接続する例がある。

すなわち「屏風」貼付25「論義草断簡」は「興福寺関係文書」6「堅義者英胤唯識問答抄」に接続する。屏風貼付の断簡には端裏書があることが、屏風を解装することによって判明し、その端裏書に「寛永十八年辛巳三月日」と記されていることから、この論義が寛永十八年(一六四二)三月二十四日より始行された文安二年分興福寺維摩会初夜論義にかかるものであることが判明した。⁹⁾

もう一件、「屏風」貼付27「興福寺三綱補任勘例断簡」は「興福寺関係文書」12「興福寺記録断簡」に接続する。

従って、「古文書張交屏風」貼付文書二七通と「興福寺関係文書」十四通は本来一具のものであったと考えるべきである。さらに原本観察によると、大部庄関係文書三通を含む全体に、糊痕や釘痕など下張に用いられていたことの痕跡が残っている。¹⁰⁾つまりこれらの全体が元来反古として襖や屏風のような表具の下張に使われて伝来したものであり、時を経て表具が解装されて再び古文書としての価値を認められたものと思われる。これらのうちで最も新しい年記を持つのは「屏風」貼付15「徳川家重朱印状案」で延享四年(一七四七)八月十一日であるから、それ以後に一旦反古として表具の下張に使われたのであろう。

それでは表具の下張の中から再び古文書としての価値を見出されたものが、一方では屏風に貼付され、他方では卷子に仕立てられたのはいつのことか。

まず屏風の方は、イェール大学に寄贈されたものであるから、その寄贈の経緯を振り返ることにしよう。「古文書張交屏風」を含む日本文化資料のイェール大学に対する寄贈については、大久保利謙「イェール大学寄贈日本文化資料の蒐集」¹¹⁾に説明されている。これによると、イェール大学に対する日本文化資料寄贈事業の発端は一九二〇年に朝河貫一がイェール大学¹²⁾の席上で一大東洋博物館建設の計画を語ったことであり、これに協力するために四十九名の有志から寄せられた二万二千三百余円を資金として資料蒐集にあたるのが黒板勝美に委ねられた。蒐集がほぼ完了した一九三二年十一月華族会館においてイェール大学に寄贈を予定しているもの一二四点を展覧したが、その目録に¹³⁾「古文書張交屏

風」が含まれている。

したがって「古文書張交屏風」貼付文書は一九三二年十一月までに屏風に仕立てられていたことが確実なのであるが、さらに、黒板はすでに屏風に仕立てられていた「古文書張交屏風」を購入したのではなく、黒板のもとで屏風が仕立てられたことが推定される。というのは、屏風を解装したところ、その下張に使われていた反古紙として『大日本史料第十二編之二十五』（一九二五年二月発行）の原稿が約二百八十枚、その他一九二六年二月頃の史料編纂掛員の身辺に存した書類と思われるもの約七十枚が出現したからである。したがって「古文書張交屏風」は一九二六年二月以降に史料編纂掛（一九二九年「史料編纂所」と改称）において仕立てられたものと考えられることになるのである。

一方、早稲田大学図書館現蔵の「興福寺関係文書」の方は、卷子一卷に仕立てられた上で木箱に納められ、箱書きには「中世雑文書留守所符建二日外計十」と記されている。また箱の中に「中藤氏より購入文書」と記された紙片があり、荻野三七彦氏の筆跡のよしである。¹⁴ 荻野三七彦氏による古文書収集については、『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書 上巻』（注（5））の巻末に収められた同氏による「収集者の言葉」に詳しいが、それによると、早稲田大学における古文書学講義のための古文書収集は、一九五四年の「豊後国後藤文書」に始まるものであり、多くは国からの補助金を受けてのものであった。荻野氏は収集史料について「表装せずにそのままの姿に保存する方針を採った」が、特に表装を必要とするものについては、「古文書という特殊なものを表装することであり、貴重品取扱いへの信頼によって一任することの出来る経師として古くからの知人である中藤昌次氏の協力を得たことも至極幸運であった」と記している。ここに記されている中藤氏の協力は荻野氏が収集した史料の表装に関してであるが、その関係から中藤氏の手元にあつ

た「興福寺関係文書」が荻野氏に提供されたとも考えられる。荻野氏の収集した古文書は、一九七四年三月に荻野氏が早稲田大学を定年退職されたことにより、図書館に移管されたが、それ以前の一九六八年六月に史料編纂所により撮影され、十冊の写真帳に仕立てられた。¹⁵ その第一冊に「興福寺関係文書」十四通（ほか紙背文書一通）は収録されているから、一九六八年には荻野研究室の収集するところとなっていたことになる。

中藤昌次氏は一九三〇年度に史料編纂所に「製本職工」として就職し一九七一年度に技官として退職した。¹⁶ 一方、荻野氏も一九二九年四月より一九四三年四月まで史料編纂所に在職したから、荻野氏が中藤氏を「古くからの知人」と呼ぶのは、一九三〇年以後の関係であると思われる。また「古文書張交屏風」が仕立てられた時期は一九二六年二月から一九三二年十一月までの間にしぼられるから、ちょうどその時期に就職した中藤氏の手になったと考えてよいのかもしれない。とすれば、下張文書として伝来した大部庄関係文書三通と一乗院坊官二条家関係文書は、黒板の指示により中藤氏の手で「古文書張交屏風」に仕立てられ、その余りとして中藤氏の手元に残った分が卷子に仕立てられて荻野氏に渡されたと考えられるのではないか。

二 建久再興以前の播磨国大部庄

大部庄が久安三年（一一四七）に東大寺領として立券されたことについては、応保二年（一一六二）五月一日官宣旨案の引く前年九月二日東大寺三綱等解決に、「件の庄は彼国内寺領垂水・栗生・赤穂三箇庄の替り（として）、丈（大）部郷田地荒野一処を以て、立券す可きの由、去久安三年宣旨を下さるるに依り、国司庁宣を進め畢ぬ。随て則ち重ねて宣旨を下され、官使を差し遣し、堺四至勝示を打ち、立券せられ了ぬ。

茲に因り漸々荒野を開発し、領掌し來たる」と記されている。すなわち大部庄は従来の東大寺領播磨国垂水・栗生・赤穂三箇庄の替として立てられたのであった。

久安三年の立券に関する文書の現物は現存しないが、保元二年・安元元年に東大寺で作成された文書目録⁽¹⁹⁾によると、本領三箇庄に立て替えることを命じる宣旨と官使を遣わし寺領を立券することを命じる宣旨の二通、宣旨を奉行する国司庁宣が二通出され、二〇枚ないし二一枚の料紙を貼り継いで立券が作成されたことがわかる⁽²⁰⁾。

久安三年に大部庄が立券された時点での播磨守は平忠盛である⁽²¹⁾。ところが仁平元年(一一五一)二月、忠盛は子息教盛が淡路守に任ぜられるために播磨守を辞し、替わって播磨守に任じられた源顕親は藤原忠実の家司であり、播磨は忠実の知行国となった⁽²²⁾。新国主忠実は大部庄を収公し、東大寺には本領三箇庄を知行させようとしたので、東大寺別当寛信はこれを不当として訴訟を起こしたが、それを達する以前に入滅した⁽²³⁾。仁平三年三月七日のことである。寛信の別当就任は久安三年正月十四日であるから、大部庄の立券は寛信の別当就任直後であり、寛信の積極的な働きかけによるものと思われる⁽²⁶⁾。

寛信の入滅後も東大寺は大部庄の回復を求め続け、永暦二年(一一六二)九月二日には東大寺三綱の解状が太政官に提出され、翌年五月一日にはこれを受けて国司に陳答を求める官宣旨が発給されている⁽²⁷⁾。

以上の前史を受けて、大部庄は建久三年に東大寺領として再興されることになる。

三 建久三年の大部庄再興

建久三年の東大寺領大部庄の再興については、同年八月二十五日の官

宣旨によって、播磨国賀東郡内の東大寺領大部庄の朽損した四至勝示を、久安三年の宣旨の通りに改め立てることを命じられ、九月二日に播磨国留守所が大部庄に北接する福田保に庄堺に対する妨げを停止し(史料三)、九月二十七日には造東大寺大勧進重源が、大部庄東北の鹿野原に別所南無阿弥陀仏寺を建立し、その仏聖・燈油・念仏衆衣食等の用途料に鹿野原を寄附したことが、既知の史料により知られていたが、イェール大学所蔵の二通の文書によって、新たにどのような事情が明らかになるであろうか。

史料一は八月十五日に播磨国留守所が大部郷に対して、使紀有近とともに大部郷を東大寺領として立券言上することを命じたものであるが、この命令が同月八日の国司庁宣にもとづくことが記されている。つまり大部庄の立券は八月八日の国司庁宣にもとづき、国司庁宣が十五日に目代の手元に届き、目代は即日、国司庁宣を施行する留守所符を作成したことになる。

問題は国司庁宣よりもそれを施行する留守所符よりも後の八月二十五日付けで官宣旨が発給されていることであり、さらに九月二日に福田保に対して大部庄堺に対する妨げを停止した留守所符の副進目録に「宣旨一通 庁宣一通」と載せられ、本文に「件の子細、宣旨并に御庁宣の状に見ゆ」と記されていることである。福田保に対して大部庄堺に対する妨げを停止する根拠として引かれている「宣旨」・国司庁宣は、大部庄の立券を命じるものであり、「宣旨」を施行して国司庁宣が発給されたと考えるのが自然である。しかし史料が現存するのは八月二十五日付けの官宣旨であり、この日付は国司庁宣よりも後であるから、この官宣旨を施行して国司庁宣が発給されたと考えすることはできない。国司庁宣が発給される前提として「宣旨」が存在したのだとすると、それは八月二十五日付けのものとは別の「宣旨」でなければならない。

八月二十五日付けの官宣旨を改めて注意深く読むと、久安三年の宣旨の通りに、大部庄の朽損した四至勝手示を改めて立てることを命じたものであるから、大部郷を東大寺領として立券言上することを命じたものとは異なり、後者を命じる官宣旨が、八月二十五日付けのものとは別に、八月八日の国司庁宣以前に発給されていた可能性はある。しかし史料一にその存在を示す痕跡は残されていない。³²⁾

ここでは二通りの考え方を示して、決定を保留しておくしかない。第一の考え方は、八月八日の国司庁宣の根拠となる官宣旨が八月二十五日付けのものとは別に発給されていたとするものである。この場合は九月二日の留守所符に引かれた「宣旨」は八月二十五日付けのものとは別と考えるほうが自然であろう。第二の考え方は、国司庁宣の根拠となる官宣旨はもとも存在しなかったとするものである。つまり国司庁宣は官宣旨を施行したものではなかった。この場合、九月二日の留守所符に「件の子細、官旨并に御庁宣の状に見ゆ」と記されているのは、いささか不自然ではあるが、八月二十五日付けの官宣旨をこのように解釈したと考えるほかない。

つぎに史料二を見よう。年記はないが八月二十三日付けであり、本文に「大部庄立券の間の事」とあるから、史料一と内容的に関連するものであり、史料一の八日後の日付で作成された書状であると推測される。また端裏書に「御目代書状」と記されているので、史料一に「目代前対馬守中原(朝臣)」と署名している人物のものであるとも推測される。充所は「播磨小目代」となっているから、大部庄の立券に関して播磨国の目代が小目代に関して指示を与えたものである。本文に「仰せ下さるの旨、此くの如し」と記されているから、この書状とともに大部庄の立券を命じる文書が届けられたはずである。史料一に引かれた八月八日付け国司庁宣がそれに当たると考えることも可能であるが、もう一

つ、史料二の本文に「また御教書、聖人仰せの如く、案文を書き止め、返し進らす可し」と記されていることに注意したい。この「御教書」が大部庄の立券を命じる根拠と考えられるのではないか。³³⁾「聖人」とは建久三年の大部庄再興に関係した重源のことであろう。³⁴⁾つまり、「御教書」は大部庄の立券を命じる根拠として小目代に届けられるが、小目代はその案文を作成し、正文は返信することが命じられているのである。返進する先は「聖人」すなわち重源と考えるべきではないか。

それでは、播磨国目代は何故に八月二十三日付けの書状(史料二)を小目代あてにしたためたのであろうか。それは彼がいかなる立場の人物であったかによる。

四 中原清業

建久二年に播磨目代であり「前対馬守中原(朝臣)」を名乗る人物は、文治五年(一一八九)十二月二十四日に東寺修理の儀に臨んだ「御使播磨目代前対馬前司清業」³⁵⁾と同一人物であると推定することにより、五味彦氏が「史大夫」の事例として挙げた中原清業に該当するとみなせる。五味氏のいう「史大夫」とは、弁官局の史を務めた労により五位に叙せられ、叙位と引き替えに退官した者のことである。実務能力を有しながら官を退いていることから、その能力を発揮する場を求めて地方に下り、諸国の目代を務めたりした。初期鎌倉幕府の文筆事務を担ったのも彼らであったと考えられる。³⁷⁾

中原清業はやはり史大夫であった清貞の男として、久寿元年(一一五四)文章生試に及第し、³⁸⁾保元三年(一一五八)十二月二十九日に左少史に任じられた。寿永三年(一一八四)四月に「史大夫」と見えるので、それ以前に史を退いていたことが知られるが、翌元暦二年正月³⁹⁾に史の巡により対馬守に任じられた。⁴⁰⁾前任の藤原親光は治承三年、成功

により対馬守に任じられ、任国に赴任したが、平氏に従わずに高麗に避難した。頼朝はこれに感じて親光の対馬守還任を奏請し、文治二年五月二十八日の除目により親光は対馬守に還任された。⁽⁴¹⁾ここに清業は過ちなくして対馬守の地位を失うことになった。

頼朝の奏請について九条兼実(42)は、親光が高麗に避難している留守に清業が対馬守に任じられたと記しているけれども、対馬守を親光から清業に交替させたのは元暦二年正月の除目であり、この時の朝廷はすでに安德天皇を見限り後鳥羽天皇を擁しているから、平氏の圧力を受けた人事ではない。親光は治承三年以来すでに六年在任しており、秩満による交替とみるべきである。しかも清業ははじめ大隅守に任じられたのが対馬守に改められたものであった。⁽⁴³⁾従って、対馬守を親光から清業に交替させた人事が不当であったとは言えないが、頼朝は親光の功績を賞して、対馬守への還任を求めたものであろう。

建久二年二月一日の県召除目で清業は再度対馬守に任じられた。⁽⁴⁴⁾また四月には大宰少弐を兼ねた。⁽⁴⁵⁾

清業は親光と競合しながら二度対馬守に在任したことになるが、親光が少なくとも初任の際には任国に赴いたのに対して、清業は任国に赴いた形跡が認められない。清業は対馬守としてよりも、むしろ備前・播磨の目代として活躍しているのである。文治元年(一一八五)八月二十一日の備前国留守所下文の奥下に署名している「目代対馬守中原朝臣」と、文治二年九月十三日の播磨国留守所符の袖に署名している「前対馬守中原朝臣」⁽⁴⁷⁾がともに中原清業に当たるとは間違いない。文治元年八月の「対馬守」、文治二年九月の「前対馬守」という官途書も、清業が元暦二年正月に対馬守に任ぜられ、文治二年五月に罷められたことと合致している。⁽⁴⁸⁾

清業の播磨目代としての活動をもう少し見ていくと、文治四年に後白

河法皇御所六条殿が新造された際には同殿の持仏堂長講堂の造営が播磨国の所課とされ、清業がこれを沙汰した、「播磨目代清業」が造進したという記録が残る。⁽⁴⁹⁾また上述のように、清業は文治五年十二月二十四日の東寺修理の儀に臨んでいるが、これは後白河法皇の使節・播磨国目代としてであり、東寺修理が後白河法皇の沙汰により播磨国の功として行われることになっていたことによる。⁽⁵⁰⁾

建久二年九月、後白河法皇参詣中の四天王寺で火災があり、念仏三昧院・念仏堂が焼失したが、後白河の命により播磨国の所宮として念仏三昧院が再建され、翌年九月十三日に供養が行われた。⁽⁵¹⁾供養に参列した中納言藤原定能の日記『心記』には「目代清成、不日功を終ふ」と記されているが、「清成」はもちろん清業のことであろう。

清業が目代を務めた播磨・備前両国の国務について見ると、寿永二年七月に平氏が没落する以前は同氏の知行国であったが、平氏の没落により後白河法皇の分国となった。⁽⁵²⁾元暦二年六月に播磨・備前両国が院分国のまま平頼盛に与えられ、⁽⁵⁴⁾備前守には頼盛の子光盛が任じられたが、頼盛は翌年六月二日に死去し、⁽⁵⁵⁾文治四年十月には再び院分として藤原仲経が備前守に任じられた。⁽⁵⁷⁾

播磨守については、源雅賢が寿永二年十一月に解官されていた後任として、元暦二年六月二十九日の除目により、平光盛の前任の備前守であった藤原実明が、やはり院分として遷っている。⁽⁵⁹⁾したがって、頼盛の知行によっても、院分による人事が中断していない。建久元年十月、実明は蔵人頭に就任して播磨守を去り、⁽⁶⁰⁾替って高階経仲がやはり院分として播磨守に任じられ、⁽⁶¹⁾建久十年三月まで在任することになる。

中原清業が備前目代として留守所下文に署名した文治元年八月二十一日の時点での備前守は平光盛であり、その父頼盛が知行国主であったが、おそらく同時に後白河法皇の分国でもあり、後白河とその近臣であ

る頼盛の権限が重層していたものと思われる。一方、清業の播磨目代としての活動が認められる文治二年から同五年にかけての時期の播磨守は藤原実明であり、清業が大部庄の再興に播磨目代として関与した建久三年の時点での播磨守は高階経仲であった。実明も経仲も院分として播磨守に任じられたのであり、特に経仲の父は後白河の近臣の中でも実力者である高階泰経であった。

従って、清業の播磨・備前両国目代としての活動は、後白河法皇および平頼盛との関係が前提となっていたはずであるが、実際、頼盛と清業との関係には明証がある。

元暦二年正月、清業は史の巡により対馬守に任ぜられたが、九条兼実はこのことを日記に記す際に、清業に注記して「頼盛卿郎従」と記している。⁽⁶²⁾ 兼実の日記にはこの前年四月にも二回、清業が登場する。すなわち一日条には「頼盛卿後見侍清業」が去月二十八日上洛したことを、七日条には「頼盛卿後見史大夫清業」が源雅頼に語った内容が記される。⁽⁶³⁾ この時期、平頼盛は鎌倉にあり、清業の上洛とは、頼盛に従って鎌倉に下向していた清業が、頼朝の意向を後白河に伝えるためのものであった。そして清業が後白河に伝えた頼朝の意向とは、兼実を朝廷の主宰者として推挙するという極めて重要な内容のものであった。兼実が日記に清業の名を記すのに一々説明を加えているのは、兼実が清業をよく知らなかったことを示しているが、にもかかわらず、この時期、清業は、兼実にとっても重大な影響を有する頼朝・後白河間の交渉の役割を果たしていた。

清業が文治元年八月の備前国留守所下文に目代として署名した時、備前の国主は平頼盛、守はその子光盛であったから、清業の目代としての務めは、彼が頼盛の「郎従」「後見」であったことによるものであろう。一方、清業が文治二年九月の播磨国留守所の袖に署名し、文治四年に

長講堂を播磨目代として造進し、文治五年十二月に東寺修理の儀にやはり播磨目代として臨んだ間の播磨守は藤原実明であったが、実明は院分により国守に任じられていたものであった。長講堂は後白河法皇御所持仏堂であり、文治五年の東寺修理も後白河の沙汰とされていたのであるから、清業が播磨の目代を務めたのは、彼が後白河の院司であったことを示すと考えるべきであろう。実際、彼が文治五年の東寺修理の儀に臨んだのは後白河の使節・播磨の目代としてであった。

清業が後白河の院司であったと想定する根拠は上記の史料に限られ、頼盛の生前にはさかのほらない。清業が元来、頼盛とともに後白河にも兼参していたと考えることを妨げる史料があるわけでもないけれども、兼実が日記に清業について記すのに、清業のことをよく承知しておらず、頼盛の侍・郎従であるという説明を加えていることから考えると、清業は元来は頼盛に主として仕え、あるいは頼盛の推挙により後白河にも仕えるようになり、⁽⁶⁵⁾ 頼盛の死後にはもっぱら後白河の院司として活動するようになったと想定できるのではないか。

建久八年閏六月に作成された肥後国田原に、球磨郡二千町のうちとして「蓮花王院領人吉庄六百丁」が記載され、その預所として「対馬前司清業」の名が記されている。蓮華王院は後白河法皇の御願寺であるから、その庄園の預所を清業が務めたのは、後白河の院司としての立場によるものであろう。⁽⁶⁶⁾

『大山寺縁起絵巻』には後白河法皇が榮西から灌頂を受けるのに、前対馬守清業が勅喚を奉じた記事が見える。同書はそれを建久三年十月十三日のこととするが、後白河は同年の三月十三日に崩じているから、十月十三日に灌頂を受けたというのは何らかの誤伝であろう。しかし十三日は後白河の命日で月忌が行われており、先に述べたように、前月の九月十三日には、後白河の遺命により播磨国の所営として清業が再建

した四天王寺念仏三昧院の供養が行われている。従って十月十三日にも後白河に関係する何らかの行事が、清業が後白河の院司として関与して行なわれ、それが東西の事蹟に関係づけられる所伝が形成されたとも考えられる。⁶⁷⁾

五 大部庄再興と清業の役割

建久三年の大部庄再興の経緯を史料一によって見ると、八月八日に国司庁宣が出され、それが十五日に播磨国衙に到来し、同日留守所符が発給されたことになるが、史料二によると、大部庄の再興を命じる根拠として「御教書」が大きな意味を持ったことが考えられる。

御教書とは発給主体がおおむね三位以上の者である文書に用いられる呼称であり、多くは書状様式の私文書、奉書様式がとられることが多い。院宣・繪旨・令旨なども「御教書」と呼ばれることが多い。⁶⁸⁾

史料二に見える「御教書」は、大部庄の再興を命じ得る立場にある者すなわちそのための官宣旨なり国司庁宣なりを出させることができる者を発給主体とするものである。とすると、当時において後白河法皇を措いてほかにその人物を考えることはできない。もちろん官宣旨が国出て出されれば、国司はそれを施行する義務を負うから、大部庄の再興を命じるのに、直接国司を指揮する立場にある必要はないが、当該播磨は後白河の分国であり、国守は後白河の側近中の側近高階泰経の子息経仲であるから、後白河が国守に対して直接指示することもありえた。また大部庄の再興が、重源が後白河に訴えることによって実現したことは、建久八年の重源の讓状に述べられている。⁶⁹⁾したがって「御教書」は後白河法皇の院宣と考えるのが最も妥当である。

ところがここで一つの難題に直面する。大部庄が再興された建久三年の三月十三日、後白河法皇は六十六歳でその波乱に満ちた生涯を終えて

いたのである。

後白河の崩後、その生前の遺志は旧院司により担われる。先に見た四天王寺念仏三昧院の再建もそうであるが、それと並行して進められた事業として、不動・阿弥陀二体の丈六仏とそれを納める仏堂の造営があった。後白河崩御の時点で、不動はすでに完成、阿弥陀は御体木の加持が終わったところで、仏堂は鳥羽に造営することが予定されていた。ただしこの年八月に鳥羽が洪水による被害を蒙ったことから、仏堂の造営は蓮華王院内に変更され、翌年三月、後白河の一周忌法事に合わせて蓮華王院内仏堂の供養が行われた。⁷⁰⁾

造仏・造堂の続行が後白河の旧院司により議せられる過程で、その用途の調達が当然に問題となるが、後白河の一周忌までの間はその分国を充てて問題ないとされ、そのうち播磨は四天王寺念仏堂の造営に充てられているけれども少々は充てることができるし、美濃・備前両国の用途を充てることもできるだろうと議されている。⁷¹⁾造国司には備前守源仲国が充てられた。⁷²⁾

後白河の一周忌を過ぎた建久四年四月、頼朝の奏請により、播磨は東寺造営のために文覚に、備前は東大寺造営のために重源に付けられた。国司は任命するものの、両寺造了まで国務に国司は介在せず、文覚・重源の沙汰するところとされた。⁷³⁾任命される国司については、播磨は高階泰経、備前は一条能保と記録されているが、これは知行国主であって、播磨守は従前より引き続いて、泰経の子息経仲が務めた。⁷⁴⁾

つまり四天王寺念仏三昧院や蓮華王院新仏堂という後白河個人の御願によるものから、東大寺・東寺の再建という国家的規模の事業まで、後白河の遺志による事業の完遂のために、その分国を後白河の側近に継承させることを含む措置が取られた。重源の申請による大部庄の再建もそういう事業の一つであったと考えられる。

とすると、後白河は崩じたけれども、重源の申請による大部庄の再建は、後白河の遺志として旧院司たちによって遂行された、中でも現国守の父であり、翌年には国主となる高階泰経がこれを主導したと考えてよいのではないか。後白河の生前には泰経を奉者とする院宣が発給されるのはふつうのことだったから、史料二に見える「御教書」とは泰経の奉書ではなかっただろうか。そう断定する根拠には欠けるが、御教書とは発給主体が紙面に文字を加えることができなくても、奉者によってその意志を表すことが可能な様式である。

建久三年の大部庄再興に際して、八月八日付けで国守高階経仲により国司庁宣が発給され、同十五日に国司庁宣が国衛に到来すると、同日付けで目代中原清業を上首とする留守所符が発給された。それが大部庄再興手続きの建前であるが、この建前の背後で「御教書」が機能していた。この「御教書」は後白河の旧院司の有力者でかつ播磨守経仲の父である泰経が後白河の遺志を奉じたものである可能性を想定したが、もとよりその想定が確実であるわけではない。しかしいづれにせよ、この「御教書」が大部庄再興の手続きを進めるために重要なものとして、目代清業は小目代に送達した。

目代清業が大部庄の立券を小目代に命じるのに、「御教書」を添えて書状で伝達しているのは、清業が在国しなかったことを想定させる。目代が在国しない国守に代わって国衛を指揮する役職であるならば、在国するのが原則と考えられがちであろう。しかし目代の職務をより厳密に考えるならば、国守との私的関係と実務能力により、国守の指示を受けて国務を執行するというものであり、目代の居場所自体は在国であると在京であることを問わない。文治から建久にかけて、後白河法皇の分国である播磨は、長講堂、東寺、四天王寺念仏三昧院、蓮華王院新仏堂等の造営・修理を課せられ、清業が目代としてそれを沙汰した。造作・修理

を目代として「沙汰」するのは、単に所課国から用途を調達するのみならず、造作・修理の監督をも行うのであるから、目代としての職務も国内で完結するわけではない。史料に明証のあるものだけでも、清業は文治五年十二月の東寺修理の儀に際して、東寺金堂に臨んでいることが判明する。⁽⁷⁵⁾ 清業はたとえ播磨の目代としての職務であっても、播磨国内よりもむしろ在京して務めることが多かったのではないか。まして清業にとって播磨目代は職務の一部であって全部ではない。清業の立場の基本はかつては頼盛の郎従・後見、後には後白河の院司であり、後白河の院司として播磨目代の職務は重要であつたけれども、あくまでも院司としての務めの一環である。清業は播磨目代としての職務も含めて、在京して務めることを基本としていたのではないか。史料二は在京の目代という立場によるものと考えられる。

清業は「御教書」を添えて小目代に指示を与えるのに、国衛には「御教書」の案文を書き止めて残し、正文は重源に返進することを命じている。ということは、清業の書状それ自身が重源本人いしはその使人により小目代に届けられ、その後には重源のもとに保管されることになったのではないか。史料二の端裏に、史料一の奥裏、史料三の端裏とともに重源の花押の残画が認められ、⁽⁷⁶⁾ この三通を含む数通の文書が連券として貼り継がれて、重源により継目裏花押が施されたことも、これらの文書が重源のもとに残ったことを想定させる。大部庄再興の手続きに際しては重源自身が積極的に動き、院司にして播磨目代の中原清業、院司にして国守の父高階泰経、さらには生前の後白河と現地の間を交渉して歩いたのではないか。

六 大部庄関係文書の伝来

史料一・二・三は重源のもとに残り、他の数通とともに連券として貼

り継がれ、重源により継目裏花押が施されたと考えられるが、その後、興福寺一乘院坊官二条家関係の文書とともに表具の下張に用いられるまで、どのように伝来したのであるうか。

東大寺図書館現蔵のものをはじめとして明治初年まで東大寺に伝来したと思われる文書群のうちには、史料一・二・三と「連れ」となる文書、つまり重源の継目裏花押を遺す文書は見当たらない。

大部庄を含む重源所管の庄園は建久八年に東南院院主定範(含阿弥陀仏)に譲られ、以後東南院の所管となった。室町中期以降、随心院院主が東南院院主を兼帯したことにより、東南院に伝来した文書の一部が随心院に移ったと言われるが、『随心院文書』のうちにも史料一・二・三と「連れ」となる文書は見当たらない。

また重源に始まる造東大寺大勸進に関する文書はほとんど東大寺に伝来せず、それは大勸進の多くが東大寺外の僧侶であったためと言われる⁽⁷⁹⁾。最近、「東大寺新修文書」(東大寺図書館所蔵の未整理文書)の内から大勸進保管文書の写が発見され、栄西・行勇など建仁寺住持を兼帯する大勸進の時期のものであることから、建仁寺に保管されていたものが鎌倉後期に書写されたと考えられている⁽⁸⁰⁾。しかし『建仁寺文書』のうちにも『東大寺大勸進文書集』のうちにも、史料一・二・三と「連れ」となる文書は見当たらない。

大部庄内鹿野原に重源が建立した浄土寺にも大部庄関係の文書が伝来するが、その中には正文が東大寺に伝来したものの案文が作成されて浄土寺に伝ったものもある。たとえば建久三年の大部庄再興に関する同年八月二十五日官宣旨案には「東大寺両堂／栄実(花押)／行賀(花押)」という裏書がある。「両堂」とは法華堂・中門堂を指し、両堂を拠点とする「両堂衆」と呼ばれる集団が中世においては約百名いたと言われる⁽⁸²⁾。室町期に原村に対する垂井方の押妨について、両堂納所が「寺庫を開き」

「旧記を撰び出し」、案文一通を浄土寺年行事に送った時の書状が残っているから、東大寺両堂衆が寺庫の文書を管理し、大部庄の必要とする文書の案文を、浄土寺の求めに応じて交付することがあったのであろう⁽⁸⁴⁾。しかし『浄土寺文書』のうちにも、史料一・二・三と「連れ」となる文書は見当たらない。

結局、史料一・二・三と「連れ」となる文書を他に見出すことが、今までのところ出来ず、興福寺一乘院坊官二条家関係の文書とともに表具の下張に用いられるまでに、どのように伝来したのかを明らかにすることに、今のところ成功していない。

おわりに

本稿は、播磨国大部庄の研究において未知ないしは忘れられていた文書として、イェール大学所蔵「古文書張交屏風」に貼付されていた二通の文書を紹介することを目的としたのであるが、実を言えば、この二通の文書は近代史学の研究対象として未知であったとは言い難い。

そもそも「古文書張交屏風」を含めてイェール大学に寄贈された日本文化資料は、黒板勝美に委託して収集されたものであり、その収集事業には史料編纂所も関与していたと思われるが、「古文書張交屏風」が史料編纂所において製作されたと思われるほか、イェール大学寄贈史料のうちのいくつかはレクチグラフないしは影写本が作成されて、現在まで架蔵されている⁽⁸⁵⁾。また寄贈品は米国に発送される前に華族会館において展覧に供され、目録が作成されているが、さらに「一タビ海外二出ヅルトキハ、斯ノ如ク系統分類整然タル蒐集ハ容易ニ再ビ得ベカラズ、宜シク撮影シテ同人ニ頒ツベシ」との希望により、寄贈完了後の一九三五年六月に『日本文化図録』を発行している⁽⁸⁷⁾。またイェール大学会(Yale Association of Japan)は寄贈品についての英文のカタログ四巻を制作している⁽⁸⁸⁾。寄

贈を受けたイエール大学の側でも、朝河貫一がエール大学会によるカタログに基づきつつも分類をやり直して、独自のカタログを作成している⁽⁸⁹⁾。

史料一・二についても、すでにエール大学の英文カタログにおいて解説されており、史料二の端裏に重源の花押があることも指摘されている⁽⁹⁰⁾。従ってイエール大学寄贈史料の蒐集に当たり英文カタログの制作に関わった黒板勝美は史料一・二の価値を認識していたことになるが、その知見は英文カタログ以外には記されていないようであるし、エール大学会制作のカタログも朝河貫一によるカタログも日本国内では閲覧困難なものであった。華族会館展観の際に制作された『典籍類展観目録』には「古文書張交屏風」は載せられているけれども、それに大部庄関係の古文書が貼付されていることは記されていないし、『日本文化図録』は「古文書張交屏風」自体を掲載していない。また「古文書張交屏風」貼付の文書については影写本・レクチグラフその他の複製が作られた形跡もない。かくして「古文書張交屏風」がイエール大学に寄贈された後、黒板がすでに気づいていた史料一・二の価値は忘れ去られることになってしまった。

本稿で取り上げた播磨国大部庄に関する二通の古文書は、したがって新発見の史料というわけではないのだけでも、忘れられていたこの二通の古文書が大部庄の研究等に今後活用されることを期待したい。

〔注〕

(1) Beinecke Digital Collections (<http://beineckelibrary.yale.edu/digitalibrary/>) から画像が公開されている。Image ID:1028991, 1028992, 1028993。

(2) 小野市、一九九七年。なお第一巻(二〇〇一年)には近年の研究を踏

まえた通史がまとめられているが、特に元木泰雄氏が担当された第三章第六節2「大部庄の始まり」は、本稿に関係するところが多い。

(3) 両通を含む「古文書張交屏風」貼付文書は、修補のため、二〇一〇年七月より二〇一二年七月まで東京大学史料編纂所に預けられた。修補がほぼ完了した二〇一二年六月二十一日、史料編纂所内の展示「木展」において文書全点を展示した。この積文は私見によるものであるが、同展におけるご教示により訂正できたところがある。

(4) 史料編纂所において補修後に撮影したものの Beinecke Digital Collections (注(1)) から公開されている画像は、史料編纂所による補修前にバイネキ図書館により撮影されたものである。

(5) 早稲田大学図書館所蔵荻野研究室収集文書興福寺関係文書。請求記号二一―一四。同大学の古典籍総合データベース (<http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/>) より画像が公開されている。また『早稲田大学蔵資料影印叢書 国書篇 第十五巻 古文書集二』(早稲田大学出版部、一九八六年)に影印が収録され、早稲田大学図書館編『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書 上巻』(吉川弘文館、一九七八年)に積文が収められている。ただし同積文は「この文書の右端に紙継目裏花押の一部(右半分)が遺っている」ことは指摘するが、それが重源のものであることに言及せず、袖の「目代大宰少式中原朝臣」下の墨痕を料紙の表に据えられた花押とする。また本文末尾を「以符度了」と読み、「元異筆力」と傍注を付け、日下の墨痕を判読せず形状をそのまま翻刻している。私見による積文は、端裏に遺された継目裏花押を重源のものとし、袖の「目代大宰少式中原朝臣」下の墨痕を料紙の裏に据えられた花押とした。また本文末から日下にかけての墨痕は符に加えられた署名の略記と判断し、先行積文が「度了」と読んだ部分を「了」^(甲)と判読し、署名略記の一部と考えた。本文書は『小野市史 第四巻には中世史料二一八号(以下、「小野二一八」)のように略記する」として収録されている。

(6) さらに虫損等の共通する部分も存するよしであるが、詳細は、史料編纂所において補修を担当した高島晶彦氏による報告を俟つ。

(7) 興福寺一乗院坊官二条家に伝来した文書は「一乗院文書」として京都

- 大学総合博物館に所蔵され、その目録が『中世寺院における内部集団史料の調査・研究』（平成一五年度～平成一七年度科学研究費補助金（基盤研究（B）2）研究成果報告書、課題番号一五三二〇〇八四、二〇〇六年三月、研究代表者勝山清次京都大学大学院文学研究科教授）に掲載されている。また関係する論考として、幡鎌一弘「興福寺坊官家の史料目録―「二条家旧記目録」の紹介と解説ノート―」（興福寺旧蔵史料の所在調査・目録作成および研究）（平成一〇年度～平成一三年度科学研究費補助金（基盤研究（B）1）研究成果報告書、課題番号一〇四一〇〇八二、二〇〇二年三月、研究代表者上島享京都府立大学文学部助教）がある。
- (8) 『早稲田大学蔵資料影印叢書 国書篇 第十五巻 古文書集二』（注(5)）の解題（瀬野精一郎氏執筆）にすでに指摘されている。
- (9) 「三会定一記（自天正四年至安政元年）」（興福寺所蔵典籍文書第二四函四号、東京大学史料編纂所架蔵写真帳『興福寺史料』四九（架番号617065749）八丁）。
- (10) 二〇一一年七月一日、「古文書張交屏風」貼付文書修補事業のイエール大学側の担当者である中村治子氏（同大学東アジア図書館司書）が来日中の機会に、同氏に同行願い、史料編纂所側は榎原雅治所長、修補担当の高島晶彦技術専門職員と私が、早稲田大学図書館特別資料室に出向き、「古文書張交屏風」貼付文書と「興福寺関係文書」の接続に関する調査を行った。同大学文学部教授海老澤衷氏には図書館にご紹介いただくとともに、調査にも立ち会っていただいた。調査をお許しくださった図書館当局の各別のご高配に厚く感謝いたします。
- (11) 黒板博士記念会編『古文化の保存と研究』（一九五三年）所収。
- (12) Yale Association of Japan. 日本語名称は「イエール会同人」「日本イエール協会」とも言う。イエール大学を卒業した日本人の同窓会。
- (13) 『典籍類展観目録』東京大学史料編纂所架蔵（架番号1005469）。表紙に「昭和七年十一月二十六日華族會館に於て」、表紙裏には「米国に於ける日本研究に資し、且つ我が国の古文化を紹介せんがため、主として学問や教育方面等に於ける發達を示すに足るべき写本版本及び筆蹟の類を蒐集し、母校イエール大学に寄贈するもの、一部です。／昭和七年十一月廿六日／イエール会同人」と記され、目録の43に「古文書張交屏風 二曲一雙／各、豎164cm 横190cm／主として興福寺関係のもので、建久三年より延享四年（1193-1747AD）に亘る文書十八通と法会の間答等に関する記録七点が貼られている」と記されている。「古文書張交屏風」の名称、「はりませ」を「張交」と書く用字は本目録にもとづいている。
- (14) 二〇一一年七月一日の調査（注（10））の際に、藤原秀之資料管理課長よりご教示いただいた。
- (15) 架番号617365。このことについて荻野氏は、前掲「収集者の言葉」に、「昭和四十二年頃に東京大学史料編纂所がこの研究室の所蔵文書を撮影して、A4判の焼付写真帳を作成して、『早稲田大学荻野研究室所蔵文書』十冊として、閲覧に供したことにより、学術論文などにも屢々引用され、学界にも普く知られるようになった」と記している。
- (16) 『東京大学史料編纂所史料集』（東京大学史料編纂所、二〇〇一年）四〇一―四四一頁。
- (17) 荻野氏の略年譜は荻野三七彦『日本古文書学と中世文化史』（吉川弘文館、一九九五年）に掲載されている。また荻野氏による史料編纂所時代についての述懐は、同書所収「私の研究―悔いなき仕事」や「古文書蒐集つれづれ 荻野三七彦先生に聞く」（『日本古文書学講座』月報、第九回配本第四巻、雄山閣出版、一九八〇年）に見える。
- (18) 『東南院文書』第五櫃第十三巻、小野二〇九。
- (19) 『東大寺文書（高橋義彦氏所蔵）』保元二年八月日東大寺領播磨国庄園文書目録、小野二〇八。『蜂須賀侯爵所蔵文書』安元元年八月七日東大寺領莊園文書目録、小野二一一。
- (20) 東大寺領撰津国猪名庄の応保二年の立券について、五月一日の同日付で、官使を遣わし立券することを撰津国に伝える官宣旨と官使を指名して官使に対する供給を国に命じる官宣旨の二通が発給され、同年八月日付けの国司宣旨が留守所に対して国使と相共に検注して立券言上することを命じている（『東南院文書』第五櫃第十四巻、『大日本古文書』家わけ第十八 東大寺文書之三、六六〇・六六三・六七〇号）。久安三年の大部庄の立券に関して文書目録に「宣旨」と載せられているものは、様

- 式としては応保二年の猪名庄の場合と同じく官宣旨であろう。
- (21) 宮崎康光編『国司補任 第五』続群書類完成会、一九九一年、三八四頁。
- (22) 元木泰雄「院政期の播磨守について」『兵庫県の歴史』一三二、一九八六年。教盛の前任の淡路守藤原朝方は近江守に任せられ、朝方の前任の近江守は忠実の近習源成雅であった。つまり教盛に淡路守の職をあけるために朝方は近江守に転じ、忠実は知行国を近江から播磨に替えたのである。
- (23) 応保二年五月一日官宣旨案(注(18))の引く前年九月二日東大寺三綱等解状に「前司の任、入道前太政大臣家仰せ下されて云はく、寺家旧の如く本庄三箇所を領知す可し。丈(大)部庄に於ては、収公す可き也てへり。爰に別当寛信訴へ申して云はく、相博先に畢ぬるの上、殊に人力を費へし荒野を開作す。然れば宣旨の状に任せて、尚件の丈(大)部庄を領す可きの由、洪訴の間、寛信俄に入滅し畢んぬ」と見える。「入道前太政大臣家」が忠実を指し「前司」が顕親を指すことについては、元木前掲稿(注(22))にもとづき橋本道範「播磨国大部庄」(石井進編『中世のムラ 景観は語りかける』東京大学出版会、一九九五年)が指摘し、元木氏が『小野市史』通史(注(2))において確認している。
- (24) 『東大寺別当次第』(『群書類従』補任部)。
- (25) 同前。
- (26) 『小野市史』において元木氏は「忠盛の父正盛は、寛信の父で、有力な白河院近臣であった藤原為房に仕えた経験があった。したがって、大部庄の成立には院近臣家相互の連携も感じられる」と述べている。
- (27) 応保二年五月一日官宣旨案(注(18))。東大寺三綱の解状には「当国司猶以て抑留、寺家の大愁也」と見えるので、東大寺の訴訟に対して国司が陳答を抑制している事態を訴えたものと思われる。永暦元年九月二日時点の播磨守は藤原家明であるが、翌年正月に藤原邦綱に交替した。『日本史総覧Ⅱ 古代・中世Ⅰ』(新人物往来社、一九八四年)所収「国司一覽」(菊池紳一・宮崎康光編)一七一―一七二頁。
- (28) 『浄土寺文書』建久三年八月二十五日官宣旨案、小野二二七。
- (29) 『浄土寺文書』建久三年九月二十七日造東大寺大勸進重源下文案、小野二一九(なお東大寺図書館架蔵「東大寺文書」未成巻一―二五―五六三、小野二二〇は同文前欠の案文)。
- (30) 符の署名は本文と日付の間に行われるのが原則である。史料一と本来一具のものとして伝来したと思われる史料三と文治二年九月十三日同国留守所符(『伊和神社文書』)は、本文と日付の間に在庁官人の署名を略したことを示す複数の線が引かれ、袖に目代の署名がある。国衛の本来の構成員ではなく国主・守との契約関係によって国衛を監督する立場にある目代は在庁官人の署名には加わらず、袖に署名したものと考えられる。ただし留守所符がすべてこの様式であるわけではない。この両通に署名している目代と史料一に署名している目代は、後述するように同一人物である。したがって史料一の署名が目代も含めて三つ全部奥下の位置にあるのは、原則からはずれていると言わなければならない。符ではなく下文であればこの位置の署名でよい。
- (31) 様式としては官宣旨であろう。注(20)参照。
- (32) 永万二年に備後国大田庄が後白河院領として立券された時には、同年正月十日の院庁下文(『丹生文書』)にもとづいて同月中に国司庁宣が発給され(『高野山文書宝簡集七』)、二月二十四日に国司庁宣が留守所に到来すると、留守所は即日下文を発給している(同上)が、留守所下文には「院庁御下文并に御庁宣の旨に任せて」とあり、直接に施行する国司庁宣とともにそのさらに根拠となる院庁下文も引かれている。史料一の引く国司庁宣が「宣旨」を施行したものであるならば、史料一にも「宣旨并御庁宣の旨に任せて」と記されていはずであるが、実際には「御庁宣の旨に任せて」としか記されていない。
- (33) 国司庁宣が「御教書」と呼ばれた可能性を全く排除することはできないかもしれないが、むしろ国司庁宣それ自体もこの「御教書」を受けて発給されたのではないかと考えたい。
- (34) 建久八年六月十五日重源讓状案(史料編纂所架蔵謄写本『俊乗坊重源讓状』、架番号2016-36)、小野二二四)に「幡磨大部庄は往古の寺領也。然れども廢到年尚し。而るに南無阿弥陀仏後白河院に申し、陳和卿に充

- て賜はり、即ち宣旨を成し下し、官使を差し遣はされ、四至勝示を改め打つ」と記されている。
- (35) 『東宝記』 仏法下「当寺代々修造事」。同日、後白河法皇の沙汰として東寺を修造するため、院の御使として中原清業、勅使として河内守藤原清長(定長子)、さらに文覚上人が当寺を訪れ、金堂正面の間に勅使が南面、文覚が東面、清業が西面、執行が北面して座した。ただし修造の実は無かったという。
- (36) 五味文彦『院政期社会の研究』(山川出版社、一九八四年)所収「花押に見る院政期諸階層」四六〇・四六六―四六八頁。なお清業が同時代の史料にも「史大夫」と見えることについては後述する(注(39))。
- (37) 五味前掲書および五味『武士と文士の中世史』(東京大学出版会、一九九二年)。なお「史大夫」と同様の存在として、外記局の外記や八省の丞(三等官)を退いて五位に叙せられた者があり、彼らが五味氏のいう「文士」を構成した。
- (38) 『兵範記』 久寿元年六月二十四日条。なお清貞は久安四年(一一四八)正月に左少史に任ぜられていることが、『院司補任以下雑記』(京都御所 東山御文庫、勅封一六三―一八一二)に見える。
- (39) 『玉葉』 寿永三年四月七日条。
- (40) 『玉葉』 元暦二年正月二十三日条。『院司補任以下雑記』(注(38))所掲。
- (41) 『玉葉』 文治二年二月二十四日条。『吾妻鏡』 文治元年十二月十三日・同二年五月二日・六月十一日条。親光の対馬守就任については『玉葉』治承三年正月十九日条にも記事がある。親光が平氏と対立し高麗に避難した経緯については、『吾妻鏡』 元暦二年三月十三日・五月二十三日・六月十四日条に記事がある。これによると、寿永二年、都を出て鎮西に落ちてきた平氏は、親光に対して屋島に参上するように催促したが、親光はこれに応じなかった。そこで平氏は親光を追討する使節を三度遣わし、親光は元暦二年三月四日に高麗に渡った。一方、頼朝は三月十三日に、平氏追討の任にある弟範頼に対して親光の救出を命じたが、範頼が対馬に船を遣わしたのは、親光が高麗に避難した後であったので、対馬島からさらに高麗に使節が派遣され、親光は対馬に戻った。その後、親光は鎌倉に赴き、十月二十四日の勝長寿院供養に参列していることが、『吾妻鏡』 同日条に見える。『吾妻鏡』は親光を頼朝の外戚と記している(元暦二年三月十三日条)。「尊卑分脈」には親光は右大臣内膳孫として実光―資憲―親光という系譜で見え、親光の姉妹が平教盛の室で通盛・教経の母であることは見えるけれども、頼朝との関係は定かではない。
- (42) 『玉葉』 文治二年二月二十四日条。
- (43) 『玉葉』 治承三年正月十九日条。
- (44) 『院司補任以下雑記』(注(38))所掲。なお『院司補任以下雑記』は『洞院家記』巻十四に書写されており、五味氏は『洞院家記』に拠っている。親光は下総守に転じたと思われる。『玉葉』 建久二年三月十五日条参照。
- (45) 『院司補任以下雑記』は四月六日とするが、直近の除目は四月一日である。
- (46) 『金山寺文書』 文治元年八月二十一日備前国留守所下文。「対馬守中原朝臣」の花押を「花押かゞみ」は中原清業のものとして採用し、一三八八号として掲載する。この花押の形状が史料二の日下にある墨痕と合致することにより、この墨痕が清業の花押の残画であることが確認される。
- (47) 『伊和神社文書』 文治二年九月十三日播磨国留守所符(注(30))参照。
- (48) 史料一における署名が「前対馬守」であるのは問題が残る。建久三年四月に清業が対馬守のまま大宰少弐を兼ねたのであったとしても、七月の除目で源高行が対馬守に任じられている(『吾妻鏡』 同月二十六日条)から、八月に清業が対馬守の現任でないことはよい。しかし四月に任じられた「大宰少弐」を九月の留守所符(史料三)では署名の官途に用いているのであるから、史料一の署名においてなぜ「大宰少弐」ではなく「前対馬守」を用いたのかという問題が残るのである。
- (49) 『仙洞御移徙部類記』 定長卿(山丞記) 文治四年十二月十六日・十九日条、経房卿(吉大記) 同月十九日条。十二月十六日に長講堂の鎮壇が行われ、十九日に後白河法皇が六条殿に移徙した。
- (50) 『玉葉』 文治五年十二月九日条。
- (51) 『大日本史料』第四編之三、建久二年九月十日の条、同月十八日の第一条、同三年九月十三日の条参照。

- (52) 『山槐記』 治承三年正月六日条、宗盛播磨知行。『吉記』 養和元年三月二十六日条に平重衡の知行する播磨国の守に平時基が任じられたことが見える。
- (53) 『公卿補任』 文治元年源雅賢の項に、雅賢が寿永二年八月十六日、院分として播磨守に任ぜられたことが見える。備前守には当初源行家が任ぜられた(『吾妻鏡』 文治二年五月二十五日条)が、元暦元年九月十八日に藤原範季が院分として任ぜられている(『公卿補任』 建久八年藤原範季の項)。範季が翌二年正月に木工頭に転じた(同上) 後任には、やはり院分として、藤原実明が任じられた(『公卿補任』 建久四年藤原実明の項)。
- (54) 『玉葉』 元暦二年六月三十日条。
- (55) 『公卿補任』 元久二年平光盛の項。
- (56) 『公卿補任』 元暦二年平頼盛の項。頼盛に播磨・備前両国が給与されたのも、頼盛が病により出家した直後であった。
- (57) 『山槐記』 除目部類文治四年十月十四日条。『公卿補任』 建仁元年藤原仲経の項。
- (58) 『公卿補任』 文治元年源雅賢の項。
- (59) 『公卿補任』 建久四年藤原実明の項。
- (60) 『公卿補任』 建久四年藤原実明の項は実明の蔵人頭就任・播磨守退任を建久二年十月二十六日とし、『職事補任』の实明の記事もこれと合致するが、実明の蔵人頭就任は藤原成経の後任であり、成経が参議昇任により蔵人頭を辞す日付を『職事補任』『公卿補任』ともに建久元年十月二十六日とし、高階経仲の播磨守就任を『公卿補任』(次注)が建久元年十月二十七日とするのと整合的であるので、実明の蔵人頭就任・播磨守退任の日付は建久元年十月二十六日に訂すべきである。
- (61) 『公卿補任』 建久十年高階経仲の項。
- (62) 注(40) 参照。
- (63) 『玉葉』 寿永三年四月一日・七日条。
- (64) 『公卿補任』 寿永二年頼盛の項に「十月十九日、関東に向ふ」と見え、『吾妻鏡』 元暦元年五月十九日条・六月一日条に頼盛の鎌倉滞在に関する記事、六月五日条に帰洛に関する記事が見える。
- (65) 白河上皇の北面として活躍した藤原盛重が、もと周防の百姓の子であったのを、源頼房の家人が周防の目代として下向して京に連れ帰り、頼房の家人として仕えていたのを、頼房が白河上皇に推挙したのであった事例がある。この事例については『山口県史』 通史 中世(山口県、二〇一二年) 第一編第一章第一節に記した。
- (66) 建久八年閏六月の肥後国岡田帳はその全文は伝わらず、その一部を抄出したものが『相良家文書』に伝わる(『大日本古文書』 家わけ第五 相良家文書之一 二号)。肥後国岡田帳に記された人吉庄に関する記載については、工藤敬一氏が『莊園公領制の成立と内乱』(思文閣出版、一九九二年) 所収「鎌倉時代の肥後国人吉庄」「肥後球磨の莊園公領制と人吉庄」で論じていて、預所清業についても言及しているが、工藤氏は清業が平頼盛の「郎従」「後見」であったことから、頼盛の所領球磨白間野庄が人吉庄の前身であり、清業は頼盛の後見として預所の任にあったと考えている。
- (67) 『大山寺縁起』のテキストには、絵巻の詞書として使われているものと、文章のみの縁起として伝わったものがあり、前者は後者を節略して作成されたものと思われる。栄西に関する逸話は、栄西と大山寺僧基好との関係で記されている。栄西が基好に師事したことは、『元亨釈書』の栄西に関する記事にも見える。五味氏は、栄西と清業との関係が、栄西が渡宋のために九州に下った仁安二年にさかのぼり、当時平頼盛が大宰大弐として赴任していたから、清業もともに鎮西にあり、栄西の渡宋を援助したのが頼盛、清業であったと考えている(『院政期社会の研究』(注36) 所掲) 四六八頁)。『元亨釈書』は建久二年に二度目の渡宋から帰国して平戸島葦浦に着いた栄西を、「戸部侍郎清貫」が小院を創って迎えたことを記している。あるいは建久二年の栄西の帰国をめぐるこの事蹟が、『大山寺縁起』の所伝の背景にあるのかもしれない。
- (68) ここでは「御教書」という呼称の中世における用法を問題としており、近代科学としての古文書学による定義との間にはずれがある。
- (69) 建久八年六月十五日重源讓状案(注(34))。
- (70) 『大日本史料』 第四編之四、建久三年十一月十一日の条、同四年三月九

日の条。

(71) 『心記』建久三年六月十日条(『大日本史料』第四編之四、建久三年十一月十一日の条所収)。

(72) 『心記』建久三年十一月十一日条(『大日本史料』第四編之四、建久三年十一月十一日の条所収)。仲国は後白河の近習であり、後年、仲国の妻が後白河の託宣と称して御廟建立を唱えたのが妖言として退けられ、仲国の官を止めて夫妻を追放する事件が起きた。『大日本史料』第四編之九、建永元年五月二十日の第二条参照。

(73) 『大日本史料』第四編之四、建久四年四月十日の第二条。

(74) 前注『大日本史料』所引『玉葉』建久四年四月九日条。記主兼実の記すところでは、頼朝からは七日と九日の二回書状が届き、七日着の書状で播磨・備前両国を東寺・東大寺(底本では「興福寺」と記される)が東大寺の誤記と考えられている)に付けることを述べ、九日到着の書状で国司を任じるが国務は上人(文覚・重源)の沙汰とすることを述べていることについて、兼実は、「大旨同じと雖も、聊か相違す。是非迷惑し了ぬ」と記している。なお備前守は建久六年十月七日の時点で藤原公棟である(『三長記』同日条)。

(75) 注(35)参照。

(76) 史料一の奥裏に遺された重源の花押の残画(左側)と史料二の端裏に遺された同人の花押の残画(右側)は並べるとつながるように一見見えるが、線の太さが一致しないようにも見え。おそらくこの両者が直接つながるわけではなく、重源がほぼ同じ形、同じ大きさで据えた花押のうちのそれぞれ別のものの一部なのであろう。

(77) 「他の数通」の中には史料二に見える「御教書」も含まれていたかもしれない。史料一・二・三以外に連券として貼り継がれた文書が数通あったと想定するのは、史料一・二・三に残る重源の継目裏花押が直接にはつながらないことによる。

(78) 遠藤基郎「中世東大寺文書を俯瞰する」『三田中世史研究』一八号、二〇一一年。大部庄に関するものでは、元久三年四月十五日後鳥羽院序下文(小野二二八)が代表的である。

(79) 前注所引遠藤論文。

(80) 吉川聡・遠藤基郎・小原嘉記「東大寺大勸進文書集」の研究」『南都仏教』九一号、二〇〇八年。注(78)所引遠藤論文。

(81) 注(28)参照。

(82) 注(78)所引遠藤論文。徳永誓子「東大寺宝寿院伝来文書の概要」『勝山清次編』『南都寺院文書の世界』思文閣出版、二〇〇七年。永村真「中世東大寺の組織と経営」『塙書房』一九八九年、第三章第一節「寺内諸階層の形成」。

(83) 『浄土寺文書』(年未詳)卯月四日東大寺両堂納所書状、小野五三五。

(84) 建久三年八月二十五日官宣旨案の裏書に署名している栄実・行賀について、永正十年六月二十七日東大寺中門堂衆等連署申状(『東大寺文書(未成卷文書)』五―三六)に堂司として「栄実(花押)」、長祿三年十二月十九日法華堂満堂衆等連署置文(京都大学所蔵「東大寺文書」)に「行賀(花押)」が見えるが、花押の形状が一致するとただちには言えず、なお検討が必要である。

(85) レクテグラフ『エール大学所蔵文書』(架番号800100)は「東大寺文書裏書共」(「興福寺会所目代細々引付」西賀茂郷検地帳天正十四、十七年)を収め、注(13)所掲『典籍類展観目録』に41、44、46として掲載されているものに相当するが、レクテグラフの奥書に「右/エール大学所蔵文書/米国 エール大学所蔵/昭和八年一月撮影」と記されており、一九三二年十一月の華族会館における展観の直後に撮影されたことがわかる。また影写本「黒板勝美氏所蔵文書」(架番号307136-130)は奥書に「右/黒板勝美氏所蔵文書/東京府豊多摩郡渋谷町桜ヶ丘同氏所蔵/昭和二年一月影写」と記されているが、これに収められた十一通の古文書のうち七通は、『典籍類展観目録』に45「天龍寺南芳院文書」として掲載されているものに相当する。同文書については、山家浩樹「嵯峨南芳院とその文書」(『日本歴史』七三九、二〇〇九年)に解説されている。

(86) 注(13)参照。

(87) 奥付には、「昭和十年六月一日印刷/昭和十年六月五日発行/(非売品)・編纂兼発行者 エール大学会 大久保利武/印刷者 東京市本郷区

金助町四十五番地 大塚稔／印刷所 東京市本郷区金助町四十五番地
大塚巧芸社」と記されている。東京大学史料編纂所架蔵（架番号1040-1-188）。

(88) Catalogue of Books, Manuscripts and Other Articles of Literary, Artistic and Historical Interest, Illustrative of the Culture and Civilization of Old Japan, presented to Yale University, U.S.A. by Yale Association of Japan, Tokyo, Vol.1-4, Tokyo, Taiheiyo-sha Press, 1934. 国内では同志社大学と立教大学がそれぞれ第一巻のみ所蔵しているようである。イエール大学では、バイネキ図書館、東アジア図書館、手稿・文書館など複数の図書館が所蔵している。大久保利武による序文は、解説の作成について黒板勝美と三成重敬に対して、英文の作成について秋元俊吉に対して謝辞を献じている。

(89) Asakawa, Kan'ichi, Gifts of the Association of Japan. Prepared by K. Asakawa. New Haven, 1945. カーボン紙によりタイプ打ざられたもの。イエール大学のバイネキ図書館、東アジア図書館、手稿・文書館等に所蔵されている。

(90) 原文には、史料一にのこる“A writ issued by acting governor of Harima Province, addressed to Obe-no-Go. August 15, 1192.”史料二にのこる“Letter by representative of Harima Province, August 23. The written seal-mark seen at the back was made by Shunjobo Chogen, a priest who earned renown for having collected subscriptions for the reconstruction of the Great Buddha Temple in early Kamakura period, so that this document is considerable historical interest.”と記されている。ただし朝河は、史料二の端裏の花押をの書状の差出人である目代ゆめのと考へている。原文は、“Upper right corner: a provincial government’s order to a district, in 1192, that its officials should together with a provincial envoy, mark out and register the boundaries of a large tract of land, in accordance with the order from the Capital whereby the land had been granted to the monastery Tō-dai-zhi. The document directly below is a letter from a provincial official transmitting the above to a district

official; margin on the reverse bears the former’s monogram. The two documents typify the procedure in one of the usual forms of officially creating a private domain of land known as shō. The shō in question here is the famous Obe shō, in Harima.”